

継続的な適正化策の実施について

管制事務を適正に行い続けていくためには、中間とりまとめに記載された適正化策を継続的に実施し続けていくことが重要である。この観点から、以下のとおり管制事務の適正化を行ってまいりたい。

1. 制度を運用していくことで適正化を行っていくもの

1) 通達等を制定したもの

- ・ 飛行計画情報の情報管理
- ・ 服装の適正化
- ・ コンプライアンス・情報管理体制の整備
- ・ 基礎的職務規範の徹底
- ・ 管制運用室での2名以上の着席
- ・ 私物の管制運用室内持ち込み禁止
- ・ 業務に関連したブログ等の禁止

2) 枠組みを構築したもの

- ・ コンプライアンス、情報伝達、職業倫理及びテロに関する教育研修
- ・ 人事管理の見直し（管制官の事務職への配置を含む）
- ・ 外部ホームページの監視
- ・ 情報伝達経路の二重化
- ・ 周知方法の指示、周知状況の進捗管理
- ・ 外部からの通報窓口の設置
- ・ 標語等の職場への掲示
- ・ 勤務実態の報告
- ・ 過去の通達等のマニュアル化

2. 時機をとらえて継続的に実施していくことで適正化を行っていくもの

- ・ 現場官署における車座ミーティングの実施
- ・ ダイレクトトークの実施
- ・ 職種間の連携強化（合同研修の実施、他職種による補完等）
- ・ 管制業務に対する認知度向上（情報発信を含む）
- ・ 長期離脱者の職場復帰支援
- ・ 本省幹部による安全巡視
- ・ 監査の実施